

苫小牧市教育委員会会議録

会議区分	苫小牧市教育委員会第9回定例委員会
日時	平成19年6月22日 自 15時05分 至 17時19分
場所	苫小牧市役所庁舎9階第2委員会室
出席委員	委員長 吉本俊憲 委員 鈴木正樹 委員 佐藤郁子 委員 佐藤守 委員 山田眞久
欠席委員	
会議録署名委員	佐藤(守)委員
会議録作成職員	総務課総務係主事 上川裕樹
事務局職員	学校教育部長 澤田石綱紀 スポーツ生涯学習部長 今田和史 総務課長 照井進 総務課副主幹 池淵雅宏 総務課総務係主事 上川裕樹
会議案件	別紙のとおり
会議の経過概要	別紙のとおり

1	委員会開会の宣言（吉本委員長） ……15時05分
2	会議録署名委員の指名（佐藤守委員）
3	報 告（山田教育長）
	・ 6月は、体育祭・運動会のシーズンで、3日に山なみ分校を除いたすべての中学校で、10日には北光・豊川小の2校が、生憎の曇り空の中開催された。ピークの16・17日は青空が広がり、絶好の運動会日和となった。明日（26日）の山なみ分校で終了となる。
	(1) 高校適正配置計画について
	4月下旬に高校適正配置地域検討会が開かれ、5月初めには、突然新聞に胆振東学区については、0～1学級減の方向が掲載された。このため5月22日、本市の検討会議を開き、苫小牧市内の高校だけが毎年削減されることのないよう、苫小牧市・苫小牧市議会・教育委員会・適正配置検討委員会の連名による要望書を道教委に対して提出したところである。
	6月5日に道教委案が公表され、胆振東学区の平成20年の配置計画は、穂別高校が1学級減、厚真高校が苫小牧東高のキャンパス校に、21年は穂別高校が苫小牧西高のキャンパス校に、22年は追分高校が1学級減に、苫小牧南高校が普通科単位制導入になるという内容である。一步踏み込んだ現実的な道教委提案であり、実質苫小牧市内での学級減はないことが明らかになった。これまで、近隣町村は町の死活問題として絶対反対を主張し、結果として本市ばかりが学級減となっており、このため苫小牧の生徒が隣接学校に通学しなければならない問題を生じていたところである。なお、地域キャンパス校には、学校間の距離によってタイプが2つあり内容が違うものになる見通しだが、詳細については若干不明な点がある。
	この後、7月23日に苫小牧で地域懇談会が予定されており、こうした結果を踏まえ

正式には9月に決定される。新たな方向性が示されたことで、本市の対応や課題を市教委としても整理し、各界の意見を聞いて参りたい。

(2) 日本青年会議所（JC）の靖国DVDへの対応について

6月15日、共産党からの申し入れがあり、趣旨は特定の価値観・歴史観に基づき子供たちにその考えを刷り込もうとするもので、政府見解にも反するものが公教育で使われることがあってはならないということである。これは歴史判断をめぐるきわめて政治的な内容である。学校の方へ寄贈という形になるので、教育委員会が知らないという可能性もあるが、苫小牧の青年会議所に確認したところ、苫小牧は苫小牧で判断したいということで、現状では入ってきていない。入ってきた場合、これを使う使わないは副教材にあたるので校長判断となる。また、市教委にも報告が必要となる。

基本的には歴史や道徳、総合的な教育などでは近隣諸国に配慮することも必要である。学校には申し入れがあったことを伝えている。

(3) 「子どもを守り心を育てる強調月間」について

・ 毎年紹介しているが、平成元年、シンナー事故で中学生が一度に3人も亡くなったことから、毎年7月を「子どもを守り心を育てる強調月間」として推進している。今日、シンナーだけでなくガスパンや薬物が青少年を蝕んでいると言われており、本市では例年たくさんの非行事故が起き、苫小牧警察署管内の青少年の検挙者・補導者は常に全道ワースト5以内にある。しかも比率は小・中学生が多いということなので、危機意識が必要である。

・ 特に、社会問題化しているいじめに対する学校の取り組み、命を尊重し自殺を防止する指導など、いじめの根絶が市民に注目されている。教師サイドの取り組みにとどめず、児童会・生徒会の自主活動と結びつける、地域・町内会の支援・協力事業と連携するなど総合的に関連づけることが大切である。子どもの健全育成やいじめ

<p>などは、社会総がかりで取り組むことの必要性が言われているが、苫小牧ではこうして続けていること、さらに輪が広がっている事業として大事に取り組みたいと願っており、各学校の創意と工夫を期待しているところである。</p>
<p>(4) 食肉偽装加工のミートホープ問題について (澤田石学校教育部長 説明)</p>
<p>・ 食品加工会社ミートホープ(株)のミンチ偽装問題について、6月20日から22日までの報道によると、牛肉ミンチを豚肉等の他の肉類で加工処理したものを、赤平市にある北海道加ト吉に納入していた問題につきまして、ミートホープ(株)が苫小牧市学校給食会の登録納入業者として納入実績があり、現在、その納入状況について、調査等対応をしているところである。さらに、本日の報道等によると産地偽装の疑いもあるとのことである。</p>
<p>・ 昨日までの経過については、現段階で調査した状況であるが、当該業者については、昭和58年ころから納入登録業者として食材を納入していた。苫小牧市学校給食会は任意団体で教育長を会長として、PTA・学校教職員で構成し、学校給食共同調理場が事務局を担当している。食材の購入については、現在、毎月1回登録業者の指名競争入札により決定をしている。入札時には食材のサンプルを提供させ、食材の質についても、栄養士等が確認をして検収をしている。</p>
<p>・ 当該業者の納入状況について、現在、把握しているのは直近3ヶ年分の状況である。平成17年度、肉類の登録納入業者になっており、生肉、ベーコン・ウィンナー等の加工品を含む部分として納入されている。平成17年度は18,869kg、金額にして11,140,113円、平成18年度には、16,690kg、金額にして10,766,475円、今年度は6月までの段階で、5,450kg、3,214,840円という納入実績である。</p>
<p>・ 牛肉については、平成17年度はなし、平成18年度は11月にハヤシライスの具</p>

<p>材で、306kg 購入している。今年度は5月に 331kg をビビンパの具材という形で購入して学校給食に提供している。</p>
<p>・ 現時点では、当該業者製品の在庫はなく、新たな購入契約もしていない。今月20日に7・8月分の給食用肉類の購入入札が実施されたが、当該業者については、参加辞退を申し出ており、今回の入札には参加していない。今後、当該業者からの入荷はない形になっている。</p>
<p>・ 今後の対応について、本日10時の市長定例記者会見において、教育長から「このような行為については学校給食の安全性・信頼性を裏切る行為であり、大変残念で遺憾なことである。市としては給食会を通して、納入業者に対しこのようなことのないように改めて適正な食材納入をするよう通知する。処分については、現在、まだ事件が流動的なものであり、今後さらに拡大する方向にもあるので、昨日の会社の事実容認談話ということもあり、事件が確定し処分が決定するまでは、入札の指名を当分見合わせるということで案内をしないことを決定している。今後についても安心・安全な食材の納入に協力してまいります。」との談話を今日、発表している。</p> <p>市長からも「地産地消の消費拡大による地場企業の活性化を図る事業ということで、非常に期待をしていた事業で、各地に展開され成長してきた企業の食の安全について、今回の事件は非常に残念なことである。今後についても、農水省や北海道保健所等の関係機関の調査が色々行われており、その推移を見守った上で考えていきたい」と申されていた。</p>
<p>・ こうした一連の経過の中で、今後、どういうふう発展していくのかわからないので、事件がある程度固まり、関係機関の処分内容を把握した上で、最終的に処分という形を考えていかなければならないと思っている。</p>

(吉本委員長) ありがとうございます。本日、教育長の報告はみなさんお聞きになった
通りでございますが、最初に高等学校の適正配置計画がございました。そ
れから2つめには、日本青年会議所の歴史認識に関してのDVD、これは
要望書が出ております。それから、3つめには、平成元年の事故を振り返
って19回目となる命の大切さに関するパレードの実施。4つめには、食
肉の偽装工作と言いますか、ミートホープの件。今、教育長並びに学校教
育部長からご報告があった通りでございます。各委員さんにおかれまして
は、関連してご質問等があればお受けしたいと思います。はい。佐藤守
委員さん。
(佐藤守委員) 最後のミートホープの問題なのですが、テレビ等で保健所や農水省に内部
告発をしていたというのが出ていたのですが、市に対してはこの内部告発
というのはなかったのでしょうか。
(澤田石部長) 調理場の方から聞いている分については、ああいう形での内部告発はなか
ったと、聞いていないというふうに報告を受けております。
(吉本委員長) はい。他に佐藤守委員さんありますか。
(佐藤守委員) 結構です。
(吉本委員長) よろしいですか。はい。
(鈴木委員) 入札の件なのですが、例えば、ミートホープのハンバーグ用だとか、そう
いうことだと思うのですが、その時には、こういうものですよと現物とい
うのは持って来られるわけですか。
(澤田石部長) 基本的にひき肉なものですから、サンプルを持ってくるというのが原則に
なっております。ただ、その時点でそういう形の対応をしたかどうかとい
うのは、まだ報告が上がってきておりません。従いまして、そういう点も
今後、調理場の方などで調査をしていきまして、逆に言えば、この機会に
その体制と言いますか、その辺をもう1回改めていきたい、考えていき
たいと思っております。

(鈴木委員) 多分、こういうものと良い物を持ってきて、納品が始まった時点で、
違う物を持って来られても、素人は中々わからないということがあります
ので、その辺りしっかりと目を通してもらって、子ども達のおいしいもの
をお願いいたします。
(澤田石部長) はい。
(吉本委員長) よろしいですか。
(鈴木委員) はい。
(吉本委員長) 佐藤郁子委員さん、どうですか。
(佐藤郁委員) 今と同じような話で申し訳ないのですが、アレルギーの人とか、今回はお
肉で内容はもうこれから色んな事がわかるのですが、アレルギー反応
するようなものが例えば本当は使われているのに、使っていないとか、そ
ういうようなことも拡大解釈してしまうと考えられるので、企画されてい
る方は大変だと思うのですが、充分注意して頂きたいと思います。
(澤田石部長) 実は肉類というのは、今回の保健所ですとか、農政事務所の調査の中でも
そうなのですが、基本的には、今回 DNA 鑑定までした上で初めてわかる
状況で、実は食品関係というのは割と多くて、正直、表示ですとか、サン
プルですとか、そういうようなものまでで限界かなというのが実のところ
なのです。
(佐藤郁委員) 信頼関係で成り立っているものもあるのですからね。
(澤田石部長) はい。そういうことですから、本当に突き詰めていけば、そういうような
ことをしなければ、解決にはならないのかなとは思いますが、非常に難し
いという理解をしております。
(吉本委員長) 他に、今のミートホープ関係以外に何かご質問はありませんか。
(一同「ありません。」の声)
それでは、私の方からひとつだけ、今、アレルギーという話が出ましたけ
れども、もちろん食品 JAS とか色々な規約があって、文字で表現されてい

るものがあるわけですね。当然、それは安心・安全のまさに信頼があるからこそ、それを信じているということですから、ただ、今回は幸いにしてこういうような形でアレルギーに支障のある子どもさんがいたかどうかはわからないですけれども、少なくとも今のところは報告されていないですが、再度、色々購入する上で、ある程度基本的には、教育長が会長をなさっている学校給食会で、色々と審議をして現場とのやり取りで進めていくのだらうと思えますけれども、今後とも皆さんの委員さんの気持ちも同じだと思いますが、より注意を払ってこれに対応して頂きたいというふうに私なりに感じている次第です。

(教 育 長) 今、お話しがあったように、食品の中身の成分までというのは、我々のレベルではどうしようもないというのがありますけれども、少なくとも今、うたっているのは、地場産を使いますだとか、あるいは道内産・国内産ということ、遺伝子組み換えの問題、BSE 問題など色々ありますから、そういう中でやはり我々としては、きちんと表示されて信頼に値するかということとはチェックしていく必要があるだらうというふうに思います。アレルギーの問題だけではなくて、万が一、豚肉を食べさせたとなると宗教上の大きな問題になりますから、これは命に関わるくらいの大変な問題になってしまいますし、国の信用というか国レベルの問題まで発展する場合がありますから、非常に大きな責任を持っているという面で、私たちも特に業者に対して厳しく食品の選択だとか、衛生だとか、それについてやはり通知していかなければならないのかなとこんなふうに思っているのです。

(吉本委員長) ありがとうございます。まさにその通りでしょうし、これが大きな教訓と今後ともなっていくでしょうし、このことをより一層頭に入れて、学校給食の安心・安全、食の安心・安全ということで、教育的な主観から留意していく必要があるだらうというふうに思います。

4 議 案 審 議

議案第1号 教職員の処分内申について

(人事案件のため、秘密会とする旨議決する)

議案第2号 苫小牧市体育館条例の一部改正について

(今田 スポーツ生涯学習部長 提案説明)

(1) 改正箇所：利用料金及びその収受に関する条文を追加する

(2) 改正理由：指定管理者に体育館の利用に係る料金を収受させるため

(3) 改正内容：別紙議案資料のとおり

(4) 平成20年4月1日から適用

・ 現在、3ヶ所ある体育館のうち、日吉体育館が平成18年4月1日から2年間、指定管理者の方に管理・運営をさせている。今後、平成20年の4月から今度は4年間、指定管理者を指定するための公募が行われるが、従前、体育館の利用料金については市の方に納めるという制度であったものを、指定管理者が収受して、その収入を財源として管理・運営を行う制度に置き換えるため、体育館条例の13条の次に14条、利用料金の条文を加えて、6月定例市議会において条例改正を行った上で、公募を行いたいと考えている。

・ 現状では、日吉体育館のみの想定であるが、その後、指定管理者を導入する予定の川沿公園体育館、勤労青少年ホーム、アイビープラザなどについてもこうした利用料金制度を採用しながら、指定管理者の管理・運営を行わせることになる。

・ 追加される14条は5項からなり、1項では指定管理者に利用料金を収受させるこ

と、2項では使用者が指定管理者に利用料金を支払うこと、3項では条例で定めている上限の範囲内で委員会の承認を得て、指定管理者が料金を安くすることができること、4項では委員会の減免規定に基づき、指定管理者が利用料金の全部または一部を免除することができること、5項では、基準に該当した場合の還付の権限についても指定管理者に負わせることを加えるものである。

- ・ こうして、収受した金額を指定管理者が自分の財源として使うために、公募の際には、どれだけの収入を見込めるかというのが、今後の提案の中に入ってくる。例えば、利用料金制なので、私たちはもっと貸館を増やしてこれだけの収入を得るといような提案があるかもしれないが、そうした提案の中で、今度は選定委員会が判断をして、指定管理者を決めることになる。

(吉本委員長) はい。ありがとうございました。体育館条例の一部改正ですが、今、今田部長さんからご説明があった通りでございます。主として、利用料金に関して14条で1項から5項までを改正したいということでございます。この件に関してご質問ありますでしょうか。

(教 育 長) これを行うということは、例えば今までやっていなかった時間をやりますと、指定管理者がその時間帯を自分達で好きなようにやる、やっていなかった土曜日にやりますとか、平日もっと遅くまでやりますとか、それは可能なのでしょうか。

(今田部長) 可能でございます。

(教 育 長) そうでもしなかったら、利益を追求することができないわけです。

(今田部長) 条例に定められている内容の範囲であれば構わないと思います。例えば、金沢市で行っているのは24時間営業というのがございます。これは、条例に定めて24時間、ですから演劇関係の方々が押し寄せて逆に空いていないというようなことがあって、それが実際の中身で、ただ、今は10時

までしか延長できない内容になっています。そのニーズによりまして、提案があれば我々としては認めなければならない。ただ、その前には維持管理費等のことも当然考えられます。深夜料金というのを定めておりませんので、そういうものを定めて、その範囲の中で徴収をなささいということになりますけれども、現在のところまだ苫小牧市として想定はしていないのですが、時間の延長については当然サービスとしてはあり得る話ではあります。

(吉本委員長) そうですね。利用料金に関して、今度は指定管理者側が受け取り、管理していくということになるのでしょうか、大きな問題は別にないと思います。従来、指定管理者というのは、施設を行政に代わって管理・運営をしているのだけれども、サービスの質的な低下を起こしてはいけないという趣旨がありました。基本的なことですが、これが直接影響するような世界ではないと思いますけれども、指定管理者の方で鋭意、市民のために十分なサービスが提供できるという条件は当然あると思うのです。その中でこの利用料金の改正をみるということですね。どうですか。他に。はいどうぞ。

(佐藤守委員) 今の話でサービスの低下が見られた場合、問題を提起する場所というのは市が受け皿ではなくて、その指定管理者が受け皿になるという形で対応するのでしょうか。

(今田部長) いずれにしても、仕様書・評価書というのがございまして、例えば、市民から色々な苦情が教育委員会に入ってきて、それを指定管理者が自分の事業の評価をした時に、それを隠して出したとして、こちらでは苦情がたくさん来ているが、円滑に運営されている。そうすると自分の自己評価が虚偽ではないかということを我々委員会が言うわけです。おかしいよ、何月何日にこういう苦情が入っている、その許可をできないという人間があったと、それを色々と言うと実は原因はこれでしたという説明があれば良いのです。そういうようなチェック機関があれば十分にそれは果たせるだろ

<p>うと。それから、日吉体育館の場合は貸館だけなのですが、事業を行っている場合、例えば前回もご説明いたしました、文化交流センターであれば、運営協議会というのがございます、ちょっと論議にはなつたのですが、私どもの方が運営協議会を残しまして、その分を指定管理者には任せられないというような一種独立した考え方で、運営協議会が指定管理者には言えないですけれども、教育委員会の中でそういうものを吸い上げて、例えば教育委員会が命令書を発することができる。仕組的にはそういうことになっていまして、4年間の指定期間だけれども、毎年毎年事業評価を行いながらチェックをするというシステムには、現在もなっています。</p>
<p>(佐藤守委員) 対応できない所は、4年間受けたとしても、途中で切るようなことも当然あるということですね。</p>
<p>(今田 部長) もちろん、そうですね。相当の瑕疵があれば指定を打ち切るということ。例えば、極端な話でいけば、利用料金で持ったものを不正に流用して報告をしなかった、決算にも入らなかったという場合の重大な瑕疵になります。それは指定を取り消すことになると思います。いくら指定管理者の財源といても公金ですから、公金の扱いについては、決算書の中に財源としてきちんと載せるという仕組みを持っているわけですから、それともう一つは例を言って悪いのですが、体育協会が管理している白鳥アリーナは、まだ利用料金になっていないものですから、大会があればある程、電気代がかさむわけです。あればある程、料金が入ってくるのですが、全部市に取られる。そうすると、行ってみるとわかりますが、節電で暗いのではないかと、これは暗くないと言っているのですけれども、見たら1個ずつ消してあるのです。決勝戦だけは全てつける、基準に合っているとしても、非常に節約をしながら使わざるを得ないような状況、それを全部は解消できないにしても、きちんとした料金收受を行って、自分たちが電力料金を今も払っているのですが、收受しながら全体的な経営の中でバランス良く運営</p>

<p>をしてもらう。そういう良さが実はある。</p>
<p>それともう一つ、サイクリングターミナルは、お客様が入れば入る程、実はだめなのです。そういう仕組みになっているのです。ですから、入らないように入らないようにすれば、運営をやっていけるとよくわからないのですが、そういうシステムになっています。結局、料金が市に入るからです。宿泊料金も全部市に入る。自分たちに入らないわけです。</p>
<p>(教 育 長) 忙しいだけで、誰も引き受けなくなってしまう。</p>
<p>(佐藤郁委員) それを理解して引き受けるわけですね。いい所を持っていかれる。</p>
<p>(今田部長) 今まで、それは間に合わなくて利用料金制度を導入できなかったのです。今度からの公募については、すべて利用料金制度を行うということを明言いたしましたので、すべての施設には、次回からはすべて利用料金制となる。もちろんアイビーもそうですし、川沿体育館もそうですし、勤労青少年ホーム、一部貸館を行っていますけれども、そういうことになろうかと思えます。</p>
<p>(佐藤郁委員) チェックをするということの一つなのですが、時期で年に何回とか、色々と施設によって違うのですが、指定管理者の方から見て、自分たちがこういうことをしたという自己点検評価みたいなものというのは考えていないのですか。</p>
<p>(今田部長) それは、年に1回出していただく自己評価表というものですけれども。</p>
<p>(佐藤郁委員) 自己評価表のことですか。そうですか。</p>
<p>(教 育 長) 書類は整理されていますから、もし見たければ言ってください。</p>
<p>(佐藤郁委員) はい。自己点検はしないと段々問題が隠れていくというか、1年経つとあそこはまずいからと言って隠していくという方向というのが、そういうのでどういものかなと思って伺ったのですけれども。</p>
<p>(今田部長) 完璧な制度ではありませんので、いずれにしても評価・チェック・監視というのは、当然、公的な施設でございますけれども、いくら指定管理者に</p>

<p>任せたからといって、公的施設を民間施設に移行するわけではない。あくまでも公共施設ということで、我々はきちんと考えなければならないというチェック機能は絶対必要だと考えております。</p>
<p>(吉本委員長) 過去において、この運営協議会で話されてきたことで、指定管理者の側に伝えるようなことがいくつかありましたか。</p>
<p>(今田部長) いえ。貸館がほとんどだったので、事業を持っている所が、運営協議会という制度はないのです。今までは全くの貸館なのです。白鳥アリーナの場合は元々、体育協会が事業を行っていたということで、評議会とかそういう財団の運営の中での評価委員会みたいなものでしたから、それで今まで日吉もそうでしたし、ハイランドもそうですが、全部貸館で事業を行っていないところなので、運営に対するその協議会はまず必要がなかったということで、今後は事業を行っている、お客様が直接サークルの何かをやっている、講座をやっているということが多い館なので、例えば勤労青少年ホームには協議会が運営委員会というのがあり、アイビーにもそういう委員会があり、川沿体育館にはそういうものはないですけども、そういう委員会を通じて、教育委員会としては一応独立をさせて、今の条例事項があるものですから、それを守りながらチェックをしていこうという考え方で、今までの貸館とは違う考え方で進めなければならないと。今後始めるものについては。</p>
<p>(吉本委員長) はい。あと他の委員さん何か関連してご意見・ご質問はありませんか。はい。鈴木委員さん。</p>
<p>(鈴木委員) こういう体育館とか、スポーツ関係の施設というものに関して、夏・冬に限らず、例えば年間の予算の中で、体育館なりサッカー場なり運営していくということになりますと、結局、予算が少ないから電気を少し減らすとかそういうふうになると、利用する側としては、中々苦小牧の方へ人を集められないのです。やはり条件の良い方へみんな流れていきますので、冬</p>

のスケートに関しては、やはり帯広の方がなぜ本州の方から人が来るのか
と申しますと、常に良い氷でリンクを整備するわけです。そうすると選手
はスピード感覚を味わえるとか、そういう利点があるわけです。ところが
苫小牧の場合は、何時にかけたら、次の決まった時間までリンクが真っ白
になろうが、すべらない氷になろうが、製氷しない。かけるとお金がかか
る、そういうふうになるとスポーツに対する人を呼べないのです。あそこ
はだめだと。ですから、そういう予算はお金がかかることは仕方がないと
思うのですが、今田部長さんをご存じだとは思いますが、スポーツとい
うのは段々子ども達も贅沢になってきていますから、根性でやるような時
代でもない、結局、段々お金がかかるようにできているのです。そのあた
り大変だと思いますが、一つよろしく願いいたします。

(今田部長) 帯広とは、益々競争が激しくなりました、帯広は今度2年間相当のお金を
かけて全天候型の競技場にするということですから、2年間は帯広で合宿
をすることができなくなっているのです。全部改修ですから。この2年間
はだいたい苫小牧に来るのではないかと。その間いかにサービスを我々が
今、委員さんがおっしゃったように提供するか、やはり苫小牧はいいなど
思っていたかかないと、同じようになるのです。ハイランドの場合は、非
公募だったものですから、公募しないでやっているが、今度は公募の対象
になりますので、より一層の競争が激しくなる。ですから、我々としては
是非、氷の状態等、きちんとした管理・サービスを行えるような、逆に言
えば、提案を求めなければならないのではないかと申しています。
いずれにしても、相当、競争が熾烈になってきていますので、頑張り
たいと思います。

(吉本委員長) よろしいですか。鈴木委員さん。

(鈴木委員) はい。

(吉本委員長) ありがとうございます。それでは、苫小牧市体育館条例の一部改正につ

いて、ご質問・ご意見がなければここでご承認をさせて頂いてよろしいでしょうか。

— 一同「はい」の声、原案通り承認 —

5 協 議

第1号 放課後児童対策事業について（西野 青少年課長 説明）

・ 苫小牧市放課後健全育成事業における児童クラブは、昭和42年緑小学校に留守家庭児童会という形で設置されたのが始まりで、現在は今年新設されたウトナイ小学校に留守家庭児童会ができたので、学校内設置が15校、校外設置として児童館・児童センターの児童クラブが6ヶ所、市が運営を委託している公設民営「若草子どもクラブ」が1ヶ所、民間による民設民営で障害児を受け入れて運営している「じゃがいもクラブ」が1ヶ所ある。市の関係で障害児の受け入れをしているのは、あさひ児童センターの中にある「あさひ児童クラブ」で行っている。

・ 留守家庭児童会の定員は、概ね40名で40名を超える場合もあり、平成18年度の場合、最大44名まで収容して運用をしている。

・ 平成19年度の児童クラブの登録者数は、留守家庭児童会・学校で512名、児童館・児童センターが196名登録している。参考までに平成18年度の年間を通した利用者のべ人数は5,135名で、若草子どもクラブを加えた分を含めると全体で7,469名の児童が留守家庭児童会を利用している。児童館の利用については、中学3年生までの利用者となっていて、6館全部でのべ12万6千人が利用している。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 植苗小中学校については、以前に実施した調査で希望者が8名ということで、道の補助対象者10名以上いないことや、スクールバスで通っている子ども達がバスの発車の関係で校内にいる時間が短くなること、また、樽前小学校は特認校という形で児童が少ないことから、留守家庭児童会は設置していない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、開設時間については、留守家庭児童会が放課後から午後5時まで、児童館等の児童クラブについては同じく放課後から午後5時までとなっているが、土曜日午前9時から午後5時まで開設している点が違う。開設する日数も児童館の方が多く、281日間開設している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度の夏休みから、長期休業期間中の留守家庭児童会の開設ということで、ホリディクラブという名称で、午前8時から午後6時まで開設している。このホリディクラブは専任指導員の人件費などを加味して、夏休み・冬休みは6,000円、春休みについては3,000円を個人負担として料金を徴収している。さらに、児童会に入会した方については、保険料500円も負担していただいている。また、留守家庭児童会では、月1,000円のおやつ代をいただいております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年度から、文部科学省と厚生労働省の2つの事業を一体的に連携して行う「放課後子どもプラン」が始まっている。活動場所は学校の余裕教室を利用し、対象は1年生から6年生まで、開設日数も240日開設する。開設日については、平日・週末、指導員として学習アドバイザー・安全管理員・活動ボランティアという方を募って運営をしていく。活動内容は、学習の復習・予習、遊びやスポーツ・文化体験活動も行う中身になっていて、市の予定では、来年度から市内3校の小学校で実施して問題点を探っていきたいと考えている。

<p>・ 国では「放課後子どもプラン」を平成21年度で事業の見直しをするということで、その見直しを受けて平成22年度から市としてどうしていくのか、現在、計画を練っているところである。引き続き留守家庭児童会も開設していくので、その児童会と放課後子ども教室とのあり方を今後協議していく必要があり、予定では10月から関係者による運営委員会を立ち上げて、放課後子どもプランをどのように展開していくか進めていきたいと考えている。</p>
<p>・ 佐藤守委員より若草子どもクラブの件で、クラブが利用している中野研修会館の建物自体が築30年以上経っており、若草小学校が改築新築になったこともあり、なんとか若草小留守家庭児童会として学校に戻れないかということで、お話しがあり、色々と検討をしたが、若草小学校は現在、余裕教室がないことから、何校かで対応しているプレハブを設置できないか試算をしたが、設置するには1,500万円の初期費用が必要でその後の維持費用もかかること、プレハブを設置するような土地がないこともあり、現在どうしたら良いか協議をして、放課後子どもプランの関係もあり、なんとか若草小学校に留守家庭児童会を設置したいと考えている。</p>
<p>(吉本委員長) はい。ありがとうございます。西野課長さんから色々とお説明がありましたが、まず初めに佐藤守委員さん、何か関連してございますか。</p>
<p>(佐藤守委員) 今、説明の中で留守家庭児童会と児童館でやるのと、若草の地域子どもクラブがあるのですが、開設時間、開設日、料金などがバラバラの状態なのです。他の学校との交流がないのでおかしいとは思っていないのですが、全体的に見ると同じ留守家庭の子どもでありながら、地域によってバラつきがあるので、できれば同じ時間帯、料金という一貫性のある設定は無理なのでしょうか。</p>
<p>(西野課長) 先程言いました放課後子どもプランが、平成22年度から本格的に実施していく中身になりますので、市民からも色々な要望が出ております。延長</p>

を受けて放課後から午後6時までできないかどうか、料金についても現在
有料化になっていない部分もありますが、時間を6時までに延長して料金
についても有料化で統一していきたいというふうに考えております。

(教 育 長) 今、留守家庭で5時と言っているのは、基本的に学校の教室を使っている
と学校の先生方がみんな帰る時間になってしまう。そうすると、留守家庭
で小さい子がいっぱい残っていて、誰が責任を持って学校を施錠するのか
という問題が出てきて、専任指導員さんに負担がかかって、帰りが遅くな
ってしまう。専任指導員さんも家庭の主婦が多いですから、帰る時刻も考
えなくてはならないということで、概ね5時くらいが妥当なのだろうとい
うことなのですが、やはり共働きをしている親御さんにしてみれば、ぎり
ぎり遅くまでにしてほしいという要望は高いというバランスの中で、現在
我慢して頂いているというのが実態なのです。学校の都合と働いている人
と親の都合という中で、この5時というのは、逆にいうと冬などは真っ暗
になりますから、帰りは親が迎えに来るということになっているのだけ
ども、そういう問題も色々あってはっきりしない部分があるわけです。
しかも、留守家庭の方は3年生まで、放課後子どもプランになると6年生
までというふうになってきますから、その辺が錯綜していてすっきりしな
いのは間違いない。これを一本化していくためには、市の人間というか、
市が採用している人間の時間保障など、色々なことも考えなくてはなら
ないという点で、試行的に今やっていくということですので、もう少し時間
がかかりますが、いずれは一本化されていくだろうと思います。

(佐藤守委員) 22年から、ホリディクラブを止めて、夏休みを一緒に統一して行うとい
うことで、今まで児童クラブでいくと281日が250日に減るのですか。

(西野課長) これはホリディクラブで行っている日にちを今度は児童館ですとか、留守
家庭児童会の方に入れていかないと、逆に開設日数が基準を下回って補助
対象から外れてしまうということがありますので、開設日数は減ったよう

に見えますが、実質的に留守家庭児童会については、今までよりも増えています。

(教 育 長) 非常に行政側として辛いのは、学校を建てる時には子どもの数、生徒の数で余裕教室はあまり作れない状態で、かろうじて何教室分は作れますけれども、そうやってスタートして、今度は厚生労働省のこの部分になると空き教室を使いなさいとなって、学校は余裕ないというふうになる。だから、若草小みたいに新しい学校だとならないのです。逆に昔の若草小の方が、子どもの数が少なくなってたくさん教室が余っていたけれども、今の子どもの数に合わせて新校舎を作ったら、逆に空き教室がないという矛盾があるから、こういうことをきちんとするのであれば、その部分を見込んで設置基準を設けてほしいなというのがありますけれども、今は、そういうことをやっていませんので、そこが辛いところなのです。学校の先生にしてみれば、空き教室がないから、プレハブ作ってくれというが、プレハブといっても消防法でいけば、全部、火災報知機からスプリンクラーがついたものを作らなければならないという、何千万もかかるという状態ですので、しかも実際に学校を作っている時に、一方でその隣に作るというのは無駄ですよ。さらに特別支援なども作らなくてはならないという状況の中では、普通の教室の数ではないでしょう。やはり、障害学級というのは、たくさん個室を作らなければならない、今、学校の施設の問題がここに関わってきているのです。そういう点でいささか弁解ぎみですがけれども、実態をご理解頂きたいなと思ってお話ししました。

(佐藤守委員) 学校を使っている所と児童クラブがある所が2つありますよね。学校を使っている所に児童クラブを作るという計画で児童館を作っているというわけではないのですか。前に、この辺学校でやっていない所に児童館があるのですよ。そういうふうを考えて作っているのかなと。そういう所はそういう所で児童を預かっていますよね。ない所は小学校ですよ。うまい具

合に先ほど言った2校は別としまして、そういうふうに計画を立てて行っているのかなという。

(西野課長) これは、児童館の設置について望ましいというのは、その小学校区に1つ児童館があれば最高なのです。ただ、財政の問題などもあって、全部に建てることができないというのが現状です。今、その児童館については、今回の総合計画の中で、錦岡地区、沼ノ端地区、それから今ある西弥生と大成の児童館が古くなってきていますので、この2つを一緒にして規模を大きくした児童センターを作りたいというプランは青少年課として持っています。総合計画は長い10年間の計画なので、それ以降の児童館の設置については、財政事情などを見ながら、設置していかなければならないと考えています。

(今田部長) 今、課長の申し上げた内容は決定事項ではなくて、青少年課の持っているプランでございまして、これから総合計画の中身では相当チェックをされて、やらなければならない。ただ、現在の総合計画の中でも7つの児童館ということが基本になってございまして、7つをどうするかというようなことで、その7つの中で問題を処理しようとして最初に児童館の設置の時には、佐藤委員さんのおっしゃるように、帯広・釧路などを例に小学校区に1つ、それでは多すぎるので中学校区が良いか、それもだめなのです。それでは、東西南北という人口比で割った中で7つ、現在の西弥生児童館も含めて7つということで、沼ノ端地区、住吉地区、それから日新というふうに建てていきまして、今議会では錦岡の地区に児童センターということで、すでに用地を確保してございますが、市長が平成20年の設計、平成21年の開設を明言していましたので、あとはその時期をどうするのか、7つの範囲でどうするのかというのが、我々考えていますけれども、それはまだ認知はされていない状況なので、ご理解頂きたいと思います。

(吉本委員長) はい。ありがとうございます。中々、財政的な裏付けも必要ですし、気持

<p>ちが早まっていますが、実現性がないことをここでは話もできませんけれども、いずれにしても問題を抱えている課題があるということを改めてこの委員会で再認識する場ということで、佐藤守委員さんよろしいでしょうか。</p>
<p>(佐藤守委員) はい。ありがとうございました。</p>
<p>6 その他</p>
<p>(1) 給食センターの建て替えについて (澤田石 学校教育部長 概要説明)</p>
<p>・ 現在の審議会の経過について、昨日、3回目の審議会があり、アレルギー対応についての審議があり、市立総合病院の小児科の担当医で審議会の委員でもある先生にも出席して頂き、色々と話をしていただいた。過去に栄養士の方でアレルギーの調査をしていて、千人くらいのアレルギーを持っている子がいると報告されている。先生の話によると実際に本当のアレルギーを持っているかどうかというのは非常に難しく、おそらくそれ程いないだろうという話をしていた。</p>
<p>・ 先般、千葉市と浦安市の方にPFI事業で新しく建てられた学校給食調理場の視察に行ってきた。千葉市はアレルギー対応食にしていないが、浦安市の方は今年1月から卵と乳製品、牛乳などに限ったアレルギーを持つ子どもの対応食という形で、実際に15食作られている。この調理場は平成18年に開設している中学校の共同調理場なので、実際には小学校の方が多くなる可能性があるが、いずれにしても、医師の診断書あるいは医師の意見書を付けさせて、アレルギー対応をするということについては、今までの間、色々と学校との調査・連携、保護者との話し合い・協議等々重ねた上で検討して踏み切り、施設的に開設当初からアレルギーの特別調理室を作って実施している。</p>
<p>・ 診断書をつけるにあたっては、医師会の方では特に有料ということは考えなくても</p>

いいのではないかという話があったが、実際には各医師の判断によって、診断料を取る所と無料で意見書を出して頂いた所もあるという話をしていた。そこで、先生に確認したところ、医師会としては診断書になると一定のたががはまってしまうので、意見書程度のことであれば非常に書きやすいということであった。また、保護者の方でアレルギーに対する理解をきちんと持った上でそういうアンケート調査に答えて頂けるのかどうかが一番難しいということである。

・ そういう経過で、審議会が進んでおり、答申の起草委員も指名し、2回くらいの起草委員会を経て、最終的に全体会議の中で答申案決めるというスケジュールで、7月末ないしは8月の初めには答申を得られる予定である。

・ 実際にPFI事業を見てきた中では、今回の食の問題が出ているが、かねてより食材の購入・献立・検収・検食・学校配膳については基本的に公で行うことになるので、建物の維持管理と調理と配送の3点をPFI事業で実施するが、先進の2市は、配膳までPFIでやっている所がある。調理場はドライ方式で食材を検収する場所、その食材を引き渡して荷解きをして洗う所、食材をカットする場所、煮炊きする場所とそれぞれ区切られた状態で作業が行われ、非常に衛生的でかなりHACCPの概念に近い状況まで進んできている。食材に問題がなかったり、そこにいる調理員の病的なものが問題ないとすれば、非常に良い状況で作られ、各部屋の出入りは全てエアシャワーで消毒する形になっている。

・ 今回見てきた所の建設主担当は鹿島建設、食品調理に関しては東洋食品、メインバンクは千葉銀行ということで、当初、千葉の場合はPFI事業の第1号ということで、日本政策銀行の融資を千葉銀行が受けてお金を出資している。日本政策銀行はその当時、PFIを国が推進してやりなさいという事業であったことから、金利がかかっておらず、千葉銀行はかなり良い条件で行うことができた。一方の浦安市は、

<p>その後ということで、どの程度まで金利負担しているかは不明であるが、従来型との比較で企業体の提案した事業費との差額がわからないので、備けている可能性はあるという話をしていた。</p>
<p>・ 職員の体制は、市の栄養士・管理者と調理をする側の企業体の調理員で、内容的には市の方が場長と栄養士と事務職員ということで、献立関係・食材購入を行う。その食材で作った献立を前の日や何週間前の時点で引き渡しをすると、企業体の所長と管理栄養士の資格を持っている職員を正規職員として複数名置いている。それがグループリーダーになって、当然、新しく採用されたパートの方もいるが、給食調理場という特殊な職場なので、経験者の方が当面扱いやすいということもあり、それぞれのポジションに元々市の給食調理場の臨時職員をしていた方を臨時のパート職員として入れて調理させている。</p>
<p>・ 作業工程の中に市の方でチェックを入れ、お互いが毎日ミーティングをしていて、その作業がどうであったか、献立に対してどういう作業をしていたかということをして反省をして、月に1回、鹿島建設や東洋水産の本社から人が監査のような形で入り、市の場長と総合的な建物から調理・配送に至るまでの業務について打ち合わせをして、それぞれ悪い所を改善するような形で進められている。こうしたことから、BOTやBTOなどの大規模改修については、契約条項の中に大きな改修にならないような管理維持を義務付けるということから、期限後直ちに大規模改修をしなければならぬということにはならないだろうという話をしていた。</p>
<p>・ PFIは地元を活用しないということではなく、鹿島が建てましたが実際には普段の運営は地元の建設業者が鹿島から請けている実態がある。</p>
<p>・ 千葉市も浦安市も自校方式とセンター方式の両方を持っているが、センター方式に</p>

切り替えている状況で、今後も増設計画があり、センター方式・PFI事業で作っていくという考え方で現在進めていると話していた。

- ・ 実際に北海道できちんとした企業体、調理会社が来るのか尋ねたところ、六千食以上処理する計画であれば、結構手が上がるというような話を企業でしていたと聞き、経営については銀行が下支えをすることからも安心なのではないか、やはり、建設と調理、配送業務までの一連の部分をやることによって、PFIの最も効率的な事業効果というものが発揮されるという話であった。

- ・ 一番大事なことは、そこにいる市と企業体の職員が上手にやっていくことができるのかという所がポイントになる。そのためにもミーティングなどを継続していくことが重要となるが、表に出ない部分で苦労があるようで、今回は企業体の方とは話ができなかったもので、雇用についてどう考えているのか、地元の人を雇用するのかなど、わからない部分もあるが、いずれにしても、他所から来てというような強引な形にはならないという感じを受けた。

(吉本委員長) はい。ありがとうございました。澤田石部長さんが千葉及び浦安ですか、今、皆さんお聞きになった通りでございます。どういう方向へ進むかわかりませんが、少なくとも、今のPFIなどを含めて比較・検証をされたので、あとは給食審議会の方の答申を受けて、その間、我々も色々勉強することがたくさん増えたような気がします。あらためて大変ありがとうございました。ここは別に、議論ということではなくて、澤田石部長さんの千葉の方へ行かれた結果の報告を聞く場とさせていただきます。よろしいでしょうか (一同「はい。」の声)。

<p>し、例えば、少しお兄さんお姉さんで自分が若者になったのだが、子どもの頃にいじめに遭ったという人など、本人が名乗り出ないことには、こちら側では中々見つけられないというのがありますので、もっと探って良い方というか適切な方が増えるのではないかとということで、とりあえず現時点でまとめたところをご紹介しますということで留めたいと思います。</p>
<p>(吉本委員長) 大変、室長さんにおかれましてはご苦勞様でしょうが、委員の皆さんでもこういう方がいるということであれば、室長を通じてご紹介頂ければと思います。</p>
<p>(教 育 長) 是非、ご紹介ください。</p>
<p>(吉本委員長) 大変、どうもありがとうございました。</p>
<p>(3) 教育施設訪問・市長と懇談の日程調整 (池淵 総務課副主幹 概要説明)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 例年、年度ごとの考え方をとりまとめている。一昨年までは新たに着任や昇任された校長先生がいる学校を中心にその先生方の学校運営に対する考え方等を委員の皆様と懇談をして、1日に3・4校という形で訪問していた。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年は、従前からの方向性を変えて、教育委員会として今後取り組む課題・問題・施策について、市内にこだわらず周辺の自治体を含めて訪問する機会や事業の関係についても、じっくりと見る機会を作るということで、厚真の給食センターを視察に行ったり、ALTの事業をじっくりと観察・参加をしたりする形で行った。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問の中身的には中々濃いものがあったが、こうした形で外に出る時間、学校1校当たりの滞在する時間が増えたこともあり、結果として例年10校前後の訪問をしていたものが昨年は3校となってしまう、そのあおりで、4・5年間訪問していない学校が増えてきている。これは委員全員で訪れている場合で、個々に訪問してい

るものが入っていないこともあるが、今年の方針を決めるにあたり、この点が一つのポイントになると思われる。

・ 昨年、委員会の中で教育委員と他の団体との意見交流の場を設けたいという話もあったが、こうした形式で行ったことがないため、まず、実施するのもしないのか、実施するのであれば、どういったイメージで実現させるかを議論していただきたい。

・ これらを踏まえて、具体的に1番目は学校訪問の数を増やすこと、2番目に昨年か
ら行っている課題に対する施設訪問を行い足元を見るということで、市内の学校給
食共同調理場の訪問、また、今年4月に開校した登別の明日中等教育学校の視察、
3番目に先ほど室長の方から話のありましたのちの授業に参加すること、また、
先ほどの他の団体との意見交換の場を設ける場合に、どういった形式になるのか、
フリートークになるのか、テーマを設定して行うのか、議論していただきたい。

・ 日程について、従前の考え方では定例委員会の開催日を中心にしていたが、訪問す
る中身によっては、不足する部分も生じる可能性があるため、皆様のスケジュール
調整についても、議論していただきたい。

・ また、昨年は市長就任時、約1ヶ月もたたないうちに懇談の場を設けたが、就任し
たばかりということで、中々深い話はできなくて物足りなかった部分があったか
と思うが、ある程度の期間が経過しているため、教育委員会として市長部局のトップ
である市長と教育の抱えている問題について意見交換をする場を設ける考えである。
その日程についても議論していただきたい。

(吉本委員長) はい。池淵副主幹さんには相変わらずご迷惑をかけているようでございま
すが、各委員さんの中で関心のある今年度の教育施設訪問に関して非常に

<p>良くまとまった案を出して頂いていることに感謝申し上げます。具体的には、訪問先をどうやって選ぶかということですが、池淵副主幹ご指摘のように一つは未訪問校を優先するかどうか、それから二つ目には、課題に対する施設を訪問するか、三つ目として外へ出て他の団体との意見交流をするかという大きく3つに分類することができるのだろうと思いますが、どれか一つに偏ることはないのだろうと思いますけれども、この中で口火を切って頂いて、鈴木委員さんどうですか。限られた要件の中ですけれども。</p>
<p>(鈴木委員) そうですね。未訪問校、以前も何年間か行っていない所を優先して行くということで、話を進めていったかと思うのですが、まだ5年も行ってない所も結構あるようですので、こちらの方を先に見せて頂いてお話しを聞かせて頂きたいなと思います。</p>
<p>(吉本委員長) はい。資料によりますと5年間お伺いしていない学校が4校ですか、これを受けまして佐藤郁子委員さんどうですか。</p>
<p>(佐藤郁委員) 私も同じで、できるだけ多くの所に行って意見を持ちたいというか見聞きしていきたいと思っています。</p>
<p>(吉本委員長) 要するに未訪問校で良いということを中心にということですね。</p>
<p>(佐藤郁委員) はい。</p>
<p>(吉本委員長) よろしいですか。それでは佐藤守委員さんどうですか。</p>
<p>(佐藤守委員) 未訪問校と合わせて、PTA 役員との懇談をやってみたいと思うのですが。</p>
<p>(吉本委員長) はい。わかりました。今、お二人は未訪問校を中心に、佐藤守委員さんもそれは否定していないので、それと特に学校関係者、PTA 役員との対話の場を持ちたいということですね。この辺、学校の事情もありましょうが、池淵副主幹、1日2校という時間のかけかたですけれども、前みたく4校となると忙しい感じになりますね。</p>
<p>(池淵副主幹) そうですね。</p>
<p>(吉本委員長) 現実的には、例えば各委員さんからお話しのあった5年間まだ訪問してい</p>

ない学校4校あるとして、2校ずつ行っても2回で収まる形になります。
この辺を優先して事務局でお考え頂けたら、少なくとも5年間未訪問校がなくなるということになりますので、スケジュールを組んで頂きましょうか。そして、佐藤守委員さんからお話しがありました件ですが、タイミングが非常に難しいと思うのですが、PTAの学校関係者の中でもPTA役員との問題がどうなのか、事務局、池淵さんどうですか。
(池淵副主幹) その辺ですね、PTA役員という具体的に例えば校区を指定して。
(佐藤守委員) PTAの当番校が代表になっていますので、市P連の会長・副会長と事務局という形はどうでしょうか。市P連の事務局に連絡すれば予定は立てられると思っています。
(吉本委員長) そうですか。その辺の少なくとも今予定の2校2回として、それから、機会を得て市P連の役員との話し合いで、3ヶ月分が埋まってしまうという言葉が悪いのですが、とりあえず入れて頂いて7月27日、8月24日などといきますけれども、来月早々にできるかどうか。
(池淵副主幹) 7月は市長との懇談を秘書室と調整していますが、市長との懇談は学校が休みの7月に行いたいと思っています。
(吉本委員長) そうですか。わかりました。
(教 育 長) 月に1回、市長と交流しているのです。それで、私の方も教育委員さんが是非、市長と話がしたいと申し入れまして、市長の方が早くやりましょうということで決まっていますので、次回は市長と懇談することになります。
(吉本委員長) ということで、後は8月・9月・10月に関しては池淵副主幹さんの方で調整があると思います。その中で一つ案を作って頂ければ幸いです。何かこの件に関して他にご意見ありませんか。よろしいですか (一同「はい。」の声)。

7 委員会閉会の宣言（吉本委員長） …17時19分

以上のとおり会議の概要を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。